

1 視察先及び調査事項

- (1) 視 察 先：長崎市（1月22日）
- (2) 調査事項：オンライン委員会の開催について
議員定数の検討について
質問方式について

2 調査結果

(1) 長崎市の概要

人 口：389,895人
世 帯：185,617世帯
面 積：405.69km²
(令和6年4月1日現在)

長崎市は長崎県の南西部に位置する市で、同県の県庁所在地である。県内では最多、九州地方で第7位の人口を有しており、中核市に指定されている。

長崎市の人口（旧7町分を含む）は、昭和60年の50.6万人を境に減少に転じている。一方、世帯数は現在も増加傾向を示している。令和12年までに、長崎市の総人口は約30%、若い世代の人口は約50%減少することが予測されており、九州の県庁所在地の中でも減少率が著しく高くなっている。

(2) オンライン委員会の開催について

長崎市議会では、令和5年11月8日、部活動の地域連携のあり方検討特別委員会において、委員1名が新型コロナウイルス感染症に罹患したことに伴い、オンライン委員会を開催した。（委員長及び副委員長を含むその他委員は会議室に参集）

オンライン委員会の開催にあたり、委員及び執行機関のオンライン出席の申出、委員長及び副委員長等の参集、出席確認などの具体的な手続きについては、長崎市議会オンライン委員会運営要綱及び長崎市議会オンライン委員会等参加マニュアルで定めている。（資料別添）

長崎市議会においては、オンライン委員会の開催要件を「大規模災害」「重大な感染症の蔓延」とし、「介護・育児等」「やむを得ない事情」を対象外として

いる。その理由は、「育児・介護等」について委員会の欠席事由として認められているにもかかわらず、同じ事由によるオンライン出席を規定すると、オンライン出席を強制することにつながるおそれが否定できないと判断したこと、また、「やむを得ない事情」について基準を示すことが困難であると判断したことによる。

オンライン出席する委員は、必要な環境整備（パソコン、スマートフォン、Wi-Fi）を、委員自身で準備した上で、会議資料については、貸与されたタブレット端末で閲覧することとしている。

委員長及び副委員長については、原則として会議室へ参集することとしているが、東日本大震災のような大規模な災害により庁舎の崩壊に見舞われた場合には、委員全員がオンライン出席可能とする柔軟な対応も必要との考えのもと、運営要綱では「原則として、会議室に参集する。」と規定している。

ただし、委員会のスムーズな運営には詳細にわたる打ち合わせが必要であることから、オンラインのみの開催については課題が多いとのことであった。

なお、5類感染症に移行した新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの取扱いに関しては、感染中または自宅待機中のいずれの場合でも、委員会のオンラインの出席の事由とはならない運用をしている。

ただし、全国市議会議長会では、「感染症の類型だけで固定的な解釈はできず、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したからといって、直ちに『重大な感染症』には当たらないとは言えない。『重大な感染症の蔓延』という抽象的な表現としているのは、たとえ季節性インフルエンザであっても、ある地区で学校の運営が全くできないほど爆発的な感染が発生しているのであれば、『重大な感染症の蔓延』と認めることができる。」との解釈をしているとのことであった。

（３）議員定数の検討について

長崎市議会の議員定数の検討に関しては、昨年８月２０日、議会制度検討会から議長に対し、「議員定数と議員報酬について」「ハラスメントについて」及び「SNSの発信の在り方について」の調査・検討状況の中間答申がなされた。

その中間答申によると、議員定数を次回改選時（令和９年）より現行の４０人から３６人に削減すべきと結論付けており、今回の視察においては、この中間報告をベースに説明及び質疑応答が行われた。

議会制度検討会は、議長の諮問機関として必要に応じて設置され、平成10年以降6回設置されている。委員の構成は、2人以上の会派から各1人、人数が多い会派からは各2人を委員に選出している。

議員定数の検討に当たっては、人口35万人から45万人の中核市の状況に加え、今後の長崎市の人口推計、長崎市議会議員の定数の変遷、長崎市議会議員選挙の立候補者数のほか、「長崎市議会の議員定数の削減を求める陳情書」を参考にして検討が進められた。

前回（平成20年）の見直しにおいては、人口1万1,000人に対し議員1人として議員定数を決定したが、今回、人口1万人に対し議員1人と考え方を変更した理由は、前回の見直しからの人口減少を加味した結果とのことであった。

また、人口以外の指標として、平成17年及び平成18年に行われた1市7町の合併により、市域が旧長崎市の約1.6倍となったことを加味したとのことであるが、小学校の校区数は加味されていないとの説明があった。

検討の過程においては、旧町の民意を反映させることが必要など、様々な意見もあったことから、中間答申においては、冒頭に結論を記した後、市域が広いという特徴を有していることを考慮した定数を検討した方がよいなど、その他の意見も併記している。

中には、議員定数の現状維持を主張する会派もあったが、この中間答申の内容については、当該会派からも了承を得ているとのことであった。

また、定数条例改正スケジュールについては、今後の議会運営委員会で協議予定であり、現時点では未定とのことである。

（４）質問方式について

現在の長崎市庁舎は令和5年1月より供用が開始された。長崎市議会の議席は全国的にも珍しい馬蹄形に配置されており、この配置の関係上、自席で質問する際、場所によっては理事者席を振り返りながら質問することとなるため、今後、必要に応じて質問席の設置について検討していくとのことであった。

長崎市議会では、初回の質問は演壇で各項目にわたり一括して行い、理事者からの一括答弁を受けた後、再質問については自席で起立し、項目ごとに一問一答を行うことができる方式を採用している。

また、答弁方法は、市長のみが登壇し発言を行い、その他の理事者は自席で

起立し発言をしている。

よって、本市では、一問一答方式を選択した場合、発言ごとに質問者が議席と演壇を往復することから、質問項目が多いと登壇・降壇に多くの時間を要しているほか、議員の身体の状態などにより複数回の登壇が困難である場合などは、一問一答方式を選択しにくいという問題が生じているが、長崎市においては、そうした問題は生じていない。

議場内カメラは本市と同じく 3 台設置されており、議場の形状から設置場所は傍聴席前部と議席の両サイドに設置されている。

自席での質問の際には両サイドのカメラから発言者を撮影することから、背景に他の議員が映り込むこととなるが、議員からはそれに対する意見等は特に出ていないとのことであった。

(5) 所見

長崎市議会では、議長の諮問機関として必要に応じて議会制度検討会が設置され、様々な検討がされている。

オンライン委員会の開催については、実際にオンライン委員会の運用にかかわる事務局職員から、開催に伴う準備と課題について直接話を伺うことができた。

議員定数の検討については、本市と長崎市の人口がほぼ同規模であることや、次回改選が同じ時期であることから、本市の委員からは前回の見直しにおいて人口 1 万 1,000 人当たりに対し議員 1 人を算定基礎とした理由や、今回の中間答申において 1 万人当たりに対し議員 1 人へと変更された理由等について、活発な質疑応答が行われた。

質問方式に関しては、長崎市議会の特性に合った運用がなされており、必要に応じて今後も協議を進めていくとのことであった。

今回の視察では、本市の議会運営委員会で検討会を設置し協議を続けている事項について調査した。長崎市議会の視察で得られた知見は、今後、各検討会や議会運営委員会において議論を深める上で大変意義深いものであった。

